

2 綾川住生第 7 7 号

(株) パブリック
代表取締役 三野輝男 様

綾川町一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和 2 年 6 月 3 0 日

綾川町長 前田 武俊



許 可 番 号	綾川町許可第 3 号
許 可 期 限	令和 2 年 7 月 1 2 日から令和 4 年 7 月 1 1 日
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
区 域	綾川町全域
そ の 他 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有し、運搬すること。2. 綾川町内で収集した廃棄物の処理については、高松市西部クリーンセンターにおいて処理すること。3. 観音寺市内で収集した廃棄物の処理については、(株) 富士クリーンが綾川町西分に設置する処分場において処理すること。4. 他市町等の廃棄物と混載しないこと。5. 運搬車輛に綾川町許可番号を表示すること。6. 収集・搬入等の月報を作成し翌月報告すること。